

研究所 月報 2023.4

令和5年4月から開始

賃金のデジタル払い

1. デジタル払い開始までの流れ

■2023年4月

資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査

■厚生労働大臣の指定後

各事業場で賃金のデジタル払いに係る労使協定を締結

■労使協定締結後

個々の労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

2. 主な注意点

- ・事業主としてデジタル払いを導入するかどうかは任意
- ・労働者が希望しない場合は、従来の方法で賃金を支払う
- ・事業主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強要できない
- ・現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められない

3. 運用におけるポイント

- ・事前に労使協定を締結する必要がある
- ・賃金をデジタル払いで受け取る際の受取額は適切に設定をすること
- ・口座の上限額は100万円以下の設定となる
- ・デジタル払いで受け取った賃金を現金化することも可能
※月1回は口座からの払い出し手数料なし
- ・口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間

4. 万が一の場合の対応

- ・不正取引（心当たりのない出金など）が起きた場合
口座所有者に過失がないときは損失額全額が補償されるが、労働者に過失があるときの保証については個別のケースによる。
- ・業者が破綻した場合
指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われる。

今後、賃金のデジタル払いを希望する従業員が出てくるかもしれません。実際にデジタル払いをするときには多くの留意点があることをあらかじめ確認しておきましょう。



障害者の法定雇用率 段階的な引き上げが正式決定

障害者の法定雇用率については厚生労働省の労働政策審議会で審議が行われていましたが、法令改正により段階的な引き上げが正式に決定しました。

障害者の法定雇用率の引き上げも含め、以下が今後の障害者雇用に関するポイントです。

1. 障害者の法定雇用率が段階的な引き上げ

民間企業の法定雇用率は、2024年4月から2.5%に、2026年7月からは2.7%になります。

2. 除外率の引き下げ

除外率が2025年4月1日から除外率設定業種ごとにそれぞれ10%引き下げられます。

これにより、現在除外率が10%以下の業種は除外率制度の対象外となります。

3. 障害者雇用における障害者の算定方法の変更

- ・精神障害者の算定特例の延長（2023年4月）

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく1カウントとして算定できるようになります。

- ・一部の週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用率への算定（2024年4月）

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について0.5カウントとして算定できるようになります。

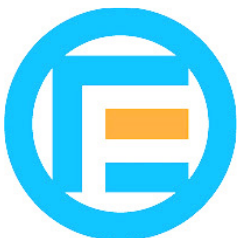
4. 障害者雇用のための事業主支援が強化（助成金の新設・拡充）

- ・雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金が新設される予定です
- ・既存の障害者雇用関係の助成金が拡充される予定です

ひらたコラム

ちょっとずつ暖かくなって、春はもうすぐそこ。そろそろ外で遊びたくなってきたところに、熊本で後輩が楽しそうなレースイベントを開催するというので、いそいそと遊びに行ってきました。

しかし天気予報は見事に外れ、前日からの大雨。雨の日のバイクは、走っている時間よりも洗車や洗濯などの後片付けの時間の方が圧倒的に長いのです。社会人の鑑として雨の日は走らないのがモットーですが、この日ばかりはそうもいかない。腹をくくって走り始めたら、楽しくなって泥まみれになって楽しみました。そういえば始めたての頃は雨の日ばかりだったけど、それでも楽しくてずっと走ってたなあ…と思いましたのでした。でもやっぱり晴れがいい。



発行／2023年3月31日 第131号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

